議案参考資料

[令和5年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

総務課 庶務担当 出納室 審査係

議案名

議案第59号 指定金融機関の指定の変更について

趣旨・目的

指定金融機関の指定の変更について、地方自治法第 235 条第 2 項 及び同法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める ものです。

概要

1 指定金融機関の名称及び所在地

| | 名称 | 所在地 |
|-----|----------|------------------|
| 変更前 | 株式会社足利銀行 | 桐生市錦町二丁目 15番 17号 |
| 変更後 | 桐生信用金庫 | 桐生市錦町二丁目 15番 21号 |

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、期間満了3か月前までに桐生市又は桐生信用金庫から別段の 意思表示を行わないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間な おその効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

背景・経過

指定金融機関とは、地方公共団体が税金等公金の収納又は市民や 業者に対する支払事務を取り扱わせるために置く金融機関をいいま す。

地方自治法及び同法施行令において、金融機関の指定には議会の 議決を要し、かつ、一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人は 一つでなければならないとされています。